

災害弔慰金の支給等に関する法律

昭和48年 9月18日 法律 第82号

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

平成23年 7月29日 法律 第86号

改正前

改正後

-本則-

施行日：平成23年 7月29日

第二章 災害弔慰金の支給
(災害弔慰金の支給)
第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、
条例の定めるところにより、政令で定める災害
(以下この章及び次章において単に「災害」と
いう。)により死亡した住民の遺族に対し、災
害弔慰金の支給を行うことができる。
2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時
における配偶者(婚姻の届出をしていないが事
実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、
離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同
様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫
及び祖父母◆追加◆の範囲とする。◆追加◆
3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円
を超えない範囲内で死亡者のその世帯における
生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以
内とする。

第二章 災害弔慰金の支給
(災害弔慰金の支給)
第三条 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、
条例の定めるところにより、政令で定める災害
(以下この章及び次章において単に「災害」と
いう。)により死亡した住民の遺族に対し、災
害弔慰金の支給を行うことができる。
2 前項に規定する遺族は、死亡した者の死亡当時
における配偶者(婚姻の届出をしていないが事
実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含み、
離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同
様の事情にあつた者を除く。)、子、父母、孫
及び祖父母並びに兄弟姉妹(死亡した者の死亡
当時その者と同居し、又は生計を同じくしてい
た者に限る。以下この項において同じ。)の範
囲とする。ただし、兄弟姉妹にあつては、当該
配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが
存しない場合に限る。
3 災害弔慰金の額は、死亡者一人当たり五百万円
を超えない範囲内で死亡者のその世帯における
生計維持の状況等を勘案して政令で定める額以
内とする。

-改正法・附則・題名- ~平成23年 7月29日 法律 第86号~

施行日：平成23年 7月29日

◆追加◆

附 則 (平成二三・七・二九法八六)

-改正法・附則- ~平成23年 7月29日 法律 第86号~

施行日：平成23年 7月29日

◆追加◆

この法律は、公布の日から施行し、この法律によ
る改正後の第三条第二項の規定は、平成二十三
年三月十一日以後に生じた災害に係る災害弔慰
金について適用する。